

甲府市社会福祉協議会の概要

令和 5 年度版

社会福祉法人甲府市社会福祉協議会

は　じ　め　に

甲府市の社会福祉推進の役割を担う「甲府市社会福祉協議会」は、昭和26年4月に発足し、昭和38年8月に「社会福祉法人甲府市社会福祉協議会」として厚生大臣に認可(現在許認可権限は甲府市長に委譲)され、令和3年度には創立から70年を経過しました。

本協議会は、地域社会において自主的な福祉活動の中核となり、住民の参加する福祉活動を推進し、福祉に係わる諸問題を地域社会の計画的・協働的努力によって解決しようとする公共性・公益性の高い民間非営利団体で、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を使命とする組織です。

また、本協議会の設立の趣旨に賛同する、市内に住所を有する個人（世帯）や福祉団体及び福祉施設、法人等が会員となっており、住民参加を原則としながら、行政とは異なった立場で、地域の実情に即した地域福祉活動と公共性を有する在宅福祉サービス等、地域福祉の向上に貢献するための事業を幅広く推進しています。

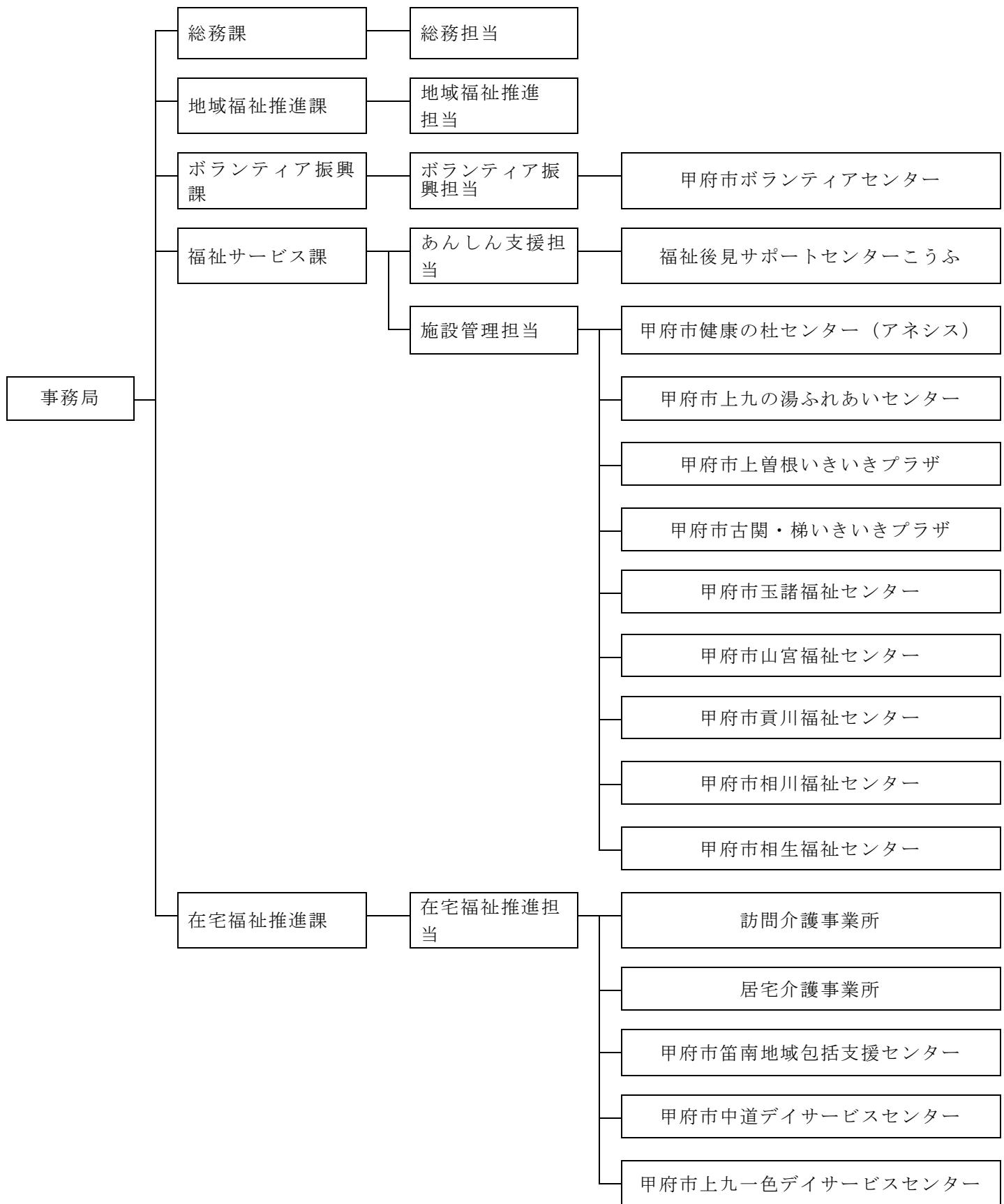
こうしたなか、令和2年度から新たに4年間の「甲府市地域福祉推進計画」を甲府市と協働で策定しました。今後も各事業の更なる推進に努め、数値目標を達成できるよう、市民・関係団体・行政機関などと連携を図り、それぞれの役割分担を認識するなかで協働して地域の実情に即した活動を展開します。

○社会福祉協議会とは

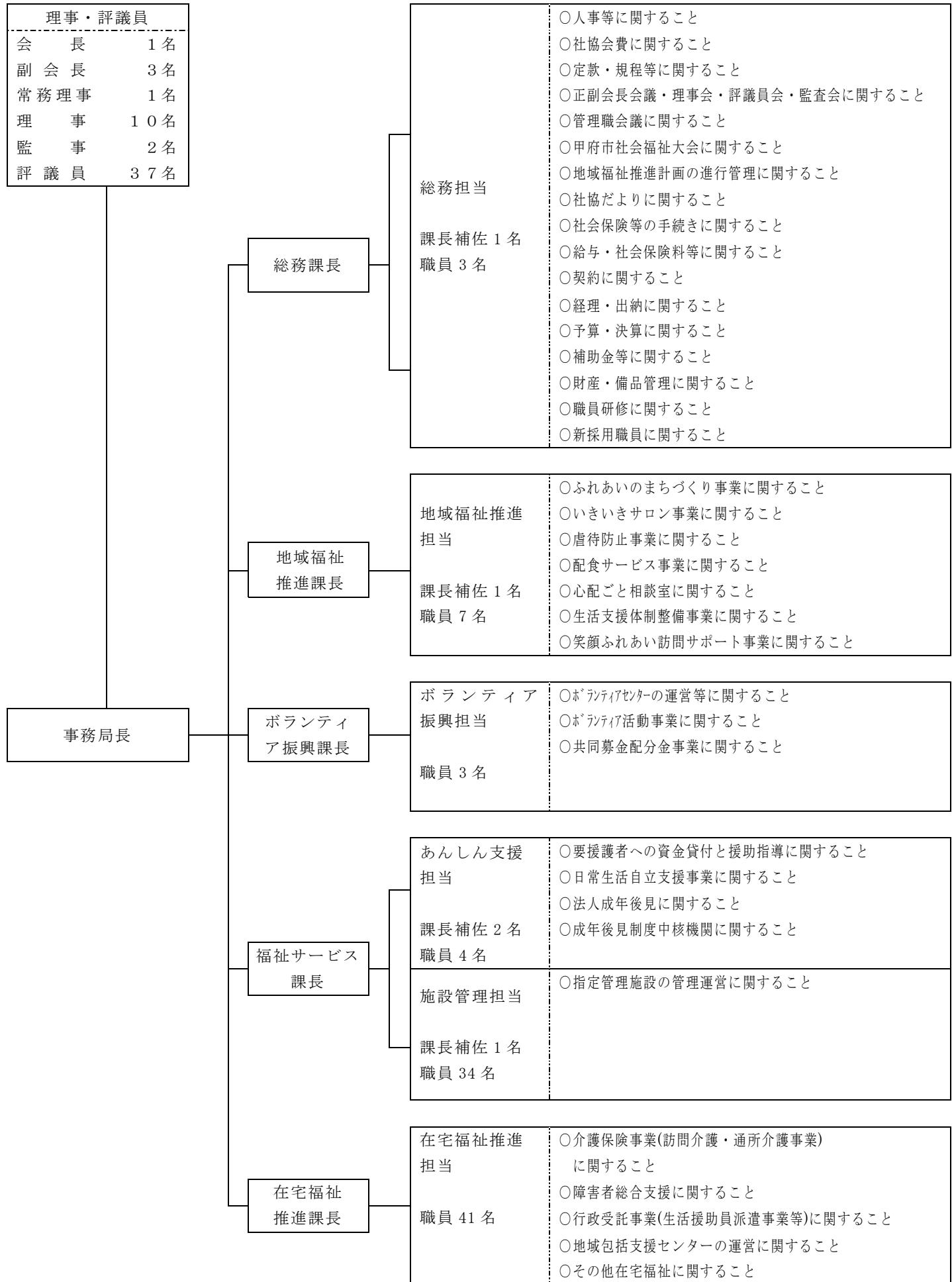
社会福祉協議会とは、社会福祉法第109条に基づき、次の事業を行う社会福祉法人です。

- 1　社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2　社会福祉に関する活動への住民参加のための援助
- 3　社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4　その他、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

甲府市社会福祉協議会の組織図（令和5年4月1日現在）



組織及び業務（令和5年4月1日現在）



業務の概要

総務課

総務担当

1 会議の開催、役員等に関する事務

正副会長会議、理事会、評議員会、監査会、表彰等審査委員会等の会議の開催や役員等に関わる事務を行います。

2 人事に関する事務

職員の任免や人事異動に関する事務、さらに人事評価の事務などを行います。

3 表彰等に関する事務

社会福祉事業等に功績顕著であった方への表彰及び感謝状の贈呈に関する事務を行います。

4 社協会費納入に関する事務

社会福祉協議会の自主財源の確保のため社協会員の加入促進に努め、各地区社協に活動費の助成を行って、地域福祉活動のなお一層の推進を図ります。

社協会員については、特に法人会員の更なる理解が得られるよう、周知用のチラシを送付するなどして加入促進を図り、自主財源確保に努めます。

5 広報活動・社会福祉大会に関する事務

「こうふ社協だより」の発行を通じて、地域福祉活動への意識啓発と参加を促すなど、広報活動に努めます。

また、長年にわたって社会福祉活動に貢献された方を顕彰するとともに、記念講演により社会福祉への理解を一層深めていただくため、「甲府市社会福祉大会」を開催いたします。

6 地域福祉推進計画・強化発展計画に関する事務

「甲府市地域福祉推進計画」及び「甲府市社会福祉協議会強化発展計画」の進捗状況等を管理します。

本年度、財政基盤の充実を図り、健全な法人運営に努めるため、新たに策定した強化発展計画については、この計画に基づく施策の実現を目指し、必要な事務事業の内容や実施時期などを定めた「実施計画」も併せて策定し、P D C Aのマネジメントサイクルにより毎年度見直しながら事業を推進します。

7 契約・財務に関する事務

社協の契約・財務に関する事務を行います。

- (1) 給与、予算等の調整並び執行、決算事務
- (2) 契約及び財産・備品等の管理
- (3) 経理、出納事務

8 補助金等に関する事務

補助金等に関する事務を行うとともに、新たな財源確保について検討します。

9 職員福利厚生会に関する事務

職員の健康管理や福利厚生、施設利用の補助などに関する事務を行います。

10 新採用職員の採用計画・職員の研修に関する事務

新採用職員の採用計画並びに職員の資質向上のための研修に関する事務を行います。

11 ホームページ（公開情報画面）及びSNS運用に関すること

市社協の業務内容や各種福祉サービスなどの情報をホームページやSNS等で発信し周知することにより、市社会福祉協議会の活動に対する理解を深めていただくよう努めます。

地域福祉推進課

地域福祉推進担当

1 ふれあいのまちづくり事業

市民からの福祉課題等に対応し、住民が相互に支え合う地域づくりに継続的に取り組み、地域福祉の総合的な推進と発展に努めます。

また、市内5ブロックにコミュニティソーシャルワーカー（※CSW）を配置し、地区社会福祉協議会事業の推進を図るための支援を行うとともに、福祉問題などを抱えた個別のケースにも対応出来るよう職員の資質向上のため、研修会等への積極的な参加や外部講師による研修を行います。

※CSW：地区において生活に課題を抱えている方などの援助を通して、地域と人とを結び付けたり、公的制度との関係調整を行う専門職

(1) 心配ごと相談事業

心配ごと相談室を設置し、市民の日常生活における悩みごとについて、民生委員児童委員や保健師、有識者等が輪番制により相談業務を行います。解決困

難な相談については、他の専門機関等と連携を図り、問題解決に向けた支援を行います。

また、地域福祉推進課にコミュニティソーシャルワーカー6名を配置し、市民から寄せられる生活や福祉等に関する諸問題に対応します。

(2) 福祉のまちづくり推進事業

地域住民が主体性を發揮し、子どもから高齢者及び障がい者まで、誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らすことが出来るよう、住民参加による地域福祉活動や小地域ネットワーク活動の更なる活性化を図ります。

また、福祉推進員の地域福祉への理解や意識向上、活動の定着へ向けて、全体研修会の開催や各地区の活動状況の情報交換等を目的とした福祉推進員地区代表者会議を開催します。

① 住民参加による地域福祉活動

- ・地区社会福祉協議会事業への支援

地区社会福祉協議会の開催する地域福祉活動のより一層の活性化を図るため、積極的な支援を行います。

- ・ブロック会議の開催支援

意見・情報交換や研修の場として開催されるブロック会議に対し、コミュニティソーシャルワーカーが会議の開催等の支援を行います。

- ・地区社会福祉協議会への情報提供及び住民懇話会の開催

コミュニティソーシャルワーカーが各地区へ出向き、地域福祉活動を推進するために必要な情報や他地区の取り組み状況等についての情報提供を行います。

また、地域の福祉課題を共有するために、地区社会福祉協議会の研修会等を活用した住民懇話会を開催し、課題の発掘にも努めます。

② 小地域ネットワーク活動

福祉推進員、民生委員児童委員、自治会長及び自治会関係者等との連携を図りながら、小地域ネットワーク活動がより一層地域に定着し、発展していくために、活動が定着している地域だけでなく、活動に対して課題を抱える地域には、積極的にコミュニティソーシャルワーカーが情報提供や助言等を行い、関係団体との連携を緊密に図れるよう積極的な支援を行います。

(3) 虐待防止啓発事業

虐待防止（児童、高齢者、障がい者）に関する意識や知識を高めることを

目的に、また地域住民による早期発見・早期対応が重要であることを理解していただくため、研修会のを開催や啓発活動を実施します。

2 住民参加の支え合い事業

(1) いきいきサロン事業（甲府市受託事業）

サロン活動は、地域住民の参加と協力による地域の繋がりの再構築と支え合い活動を広める役割があるとともに、介護保険制度の改正に伴い介護予防の拠点としての期待も高まっており、これから地域包括ケアシステムの構築に向けた重要な事業のひとつに位置づけられています。

今後、益々サロン活動の必要性が増すことが予想されることから、地区社会福祉協議会や他の各種団体等が主催する会議等を通じて、サロン活動の啓発を行い、積極的に設立の推進に努めるとともに、既設のサロンには、担当職員などによる訪問活動や情報提供を行います。

また、各サロンが抱える課題等の把握や考察を行い、地域のニーズや時代の変化に対応したサロン活動が行えるよう、いきいきサロン事業の更なる発展を目指します。

(2) 甲府市配食サービス事業（甲府市受託事業）

在宅において食事づくりが困難な高齢者等を対象に、見守り・安否確認を兼ねて、栄養バランスの摂れた夕食を配達します。

また、広報紙による甲府市配食サービス事業の周知や配食ボランティアの確保を図ると共に、利用者、配食ボランティア及び受託業者に対して食中毒事故予防の啓発及び徹底を呼びかけます。

(3) 笑顔ふれあい訪問サポート事業（甲府市受託事業）

令和3年度から開始した甲府市笑顔ふれあい訪問サポート事業については、甲府市、地域包括支援センター及び生活支援センターと情報交換会等により事業の進捗や課題等を検証し、連携を図りながら更に充実した事業となるように取り組みます。

また、本事業の担い手となる生活支援センターの養成については、甲府市全域を対象とした養成講座の他に地区単位での開催を検討するなど開催方法を工夫するとともに、フォローアップ研修にも取り組みます。

3 生活支援体制整備事業（甲府市受託事業）

日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる、多様な主体による様々な生活支援・介護

予防サービスの提供体制を構築するため、社会資源の把握及びサービスや活動の創出、関係者間のネットワークの構築、サービスの担い手となるボランティア等の養成等に取り組みます。

地域福祉推進課のコミュニティソーシャルワーカーが生活支援コーディネーターとして、甲府市が設置・運営する「甲府市生活支援連携会議」や各地域包括支援センターとの連携を図りながら、地域包括支援センターエリア毎に設置する協議体の運営を行います。また、生活支援サービスの担い手となる生活支援センター養成研修会を開催します。

ボランティア振興課

ボランティア振興担当

1 ボランティア活動の推進

(1) ボランティア育成啓発事業

① 福祉ボランティア活動実践校

市内小・中・高等学校の児童・生徒の社会福祉への理解と関心を高め、ボランティア精神を養うことを目的として、各学校が実施するボランティア活動を継続的に支援します。

② ボランティア活動の啓発と広報

「甲府市ボランティアだより」の発行をはじめ、甲府市ボランティニアニュースの発行を行い、タイムリーな情報提供を行います。また、こうふ社協だより「まごころ」、甲府市広報、ホームページ、ボランティアボード等を活用し、ボランティア情報の提供を行います。

③ ボランティアの養成

ボランティアに興味を持つ方が技法を学び地域や福祉施設で活躍できるようボランティアの養成を目的とした各種講座を開催します。

(2) ボランティア活動協働推進事業

① 地域ぐるみボランティア活動の推進

地区社会福祉協議会が主体となり、学校やその他地区関係団体が連携し、地域ぐるみで福祉のこころを学ぶ福祉教育が実践できるよう支援を行います。

② ボランティアウイーク及びふれあい交流フェスタ

市内の中・高・大学生と障がい児（者）また、ボランティア団体などが集い、体験ブースや舞台発表などを通じて交流を図ることで、相互の理解を深め合い、障がいの有無にとらわれないユニバーサルデザインの心を養うことの目的として、障がい者団体やボランティア団体等と十分連携し、ニーズに

- ③ 甲府地区広域行政事務組合圏域ボランティアネットワークの構築
市域を超えた協働連携強化を図るため、甲府地区広域行政事務組合内の三市一町のボランティアセンターと交流を進めます。
- ④ フードアプリケーションプラス
各家庭等で余った食料品等を必要な家庭及びサークル団体等で活用していただくためのコーディネート業務を実施します。
- ⑤ 災害ボランティアセンター運営訓練
災害時に備え、甲府市総合防災訓練において「災害ボランティアセンター」の運営訓練を甲府市災害ボランティア連絡会等の協力を得ながら実施します。
- ⑥ ボランティア活動への支援
ボランティア活動に関する登録や調整などの相談対応や、ボランティア活動保険業務を行います。また、登録団体の活動に対する支援や、ボランティア団体の活動を広く紹介します。
- ⑦ ボランティアコーディネーターの育成活用
多様な主体をつなぎ、協働へとつなげていく役割を担うボランティアコーディネーターを育成活用し、協働の推進を図ります。
- ⑧ その他の活動
古切手や牛乳パックや不要になった入れ歯を回収したり、年末には善意のカレンダー運動を行う等リサイクル活動に協力します。

(3) 共同募金運動と配分事業

各地区において共同募金運動にご協力をいただいている自治会連合会や民生児童委員協議会等、各種団体との連携を深め、引き続き募金実績の拡大を図る中、地域から寄せられた募金が地域住民のニーズに沿った配分となるよう検討してまいります。また、山梨県共同募金会甲府市支会発行の広報紙等を通じて、共同募金が地域福祉推進のための貴重な財源として活用されていることを広報し、運動の活性化に努めます。

福祉サービス課

あんしん支援担当

1 生活福祉資金等の資金相談

(1) 生活福祉資金

山梨県社会福祉協議会から生活福祉資金貸付事業に関する業務の一部を受託し、生活福祉資金貸付の相談受付窓口業務を行います。

また、生活福祉資金等の借入世帯（低所得者・障がい者・高齢者世帯等）

の経済的自立と生活の安定を図るため、民生委員の協力を得るなかで支援を行います。

(2) 臨時特例つなぎ資金

居住するところの無い2年以内の離職者で、公的給付制度又は公的貸付制度を申請している方の当面の生活費を貸し付けます。

(3) 緊急小口資金等の特例貸付に係る相談支援業務

新型コロナウイルス感染症の影響で、緊急小口資金や総合支援資金の特例貸付をした借受人等に対する相談支援業務を実施します。

2 福祉サービス関連事業

(1) 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

山梨県社会福祉協議会から地域福祉権利擁護センター業務を受託し、判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障がい・精神障がいのある方が、地域で自立した生活を送れるよう支援してまいります。

また、関係機関等と連携・協働し、支援活動の更なる充実を図ります。

(2) 成年後見制度に関する事業

成年後見制度を利用するにあたり、身寄りがない、親族関係の破綻等の理由により、第三者が後見人等に就任する事案が増加してきています。第三者後見等については、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会などが受任していますが、その対応に限界が生じているのが実態です。

このような状況において、幅広い福祉関係者や地域住民のネットワークを形成し、住民主体のコミュニティづくりを使命としている社会福祉協議会には、公共性や社会福祉法人の特質から組織の継続性も高いため、市民後見人の育成及び法人後見事業の安定した実施に向けて期待が寄せられています。

成年後見制度に関する事業への取り組みについては、日常生活自立支援事業の利用者が判断能力を欠く状況になったあとも引き続き支援できる仕組みづくりでもあり、地域福祉の更なる推進に繋がることから、新たな事業として、法人後見及び市民後見人の育成等を実施します。

また、甲府市から成年後見制度中核機関を受託し、業務の運営を行っている。

施設管理担当

1 指定管理者制度による施設の経営

引き続き甲府市の指定管理者として、平成18年度から培ってきた施設管理による経験を活かし安心・安全な施設運営に努めます。また、地域の高齢者や障がい者などが快適に利用できるよう職員の資質向上と設備整備に努める中、これまで施設

を利用したことがない方々にも関心を持ってもらえるような事業を企画運営し、利用者の拡大を図ります。

(1) 甲府市福祉センターの管理・経営

高齢者、障がい者、寡婦並びに母子家庭及び父子家庭の福祉の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に図ることを目的に、地域に根ざした施設運営に努めます。また、従来から実施してきた「お達者くらぶ」をはじめとした介護予防事業に引き続き取り組むとともに、利用者のニーズに沿った事業を企画運営し、高齢者等の健康増進と生きがいづくりを支援します。

さらに、老朽化が著しい設備については隨時甲府市と協議を進め、積極的な改修に取り組みます。

(2) 「甲府市上九の湯ふれあいセンター」の管理・経営

利用者に清々しい自然の中でくつろぎの時間をお過ごしいただけるよう積極的に施設の改修に努め、快適な環境整備を図ります。

また、地域の特色を活かした事業を企画運営する中、温泉を利用した市民に親しまれる施設としてお客様に満足していただけるサービスの提供に努めます。

さらに、計画的かつ効率的に設備改修を進めるため、甲府市と密接な協議を行います。

(3) 「甲府市健康の杜センター」、「甲府市上曾根いきいきプラザ」、「甲府市古関・梯いきいきプラザ」の管理・経営

市民の健康の増進と生活文化の向上に寄与するため、健康の保持及び増進を図る事や健康づくり、地域福祉活動等を行う場として施設を活用します。

さらに、「お達者くらぶ」等の健康増進や介護予防を目的とした事業の実施を通じて一層利用者へのサービスに努めるとともに、従来からの貸館業務については社協だよりやホームページ、甲府市広報等を通じて積極的に広報活動を行い、施設の利用促進を図ります。

在宅福祉推進課

在宅福祉推進担当

1 在宅による介護保険・障害福祉サービス関連事業

(1) 訪問介護事業

利用者がいつまでも住み慣れた自宅で自立した生活が送れるよう、ケアマネや地域包括支援センター、民生委員と連携を図りながら、ニーズに応じたサービスを提供し支援していきます。さらに医療の支援が不可欠な利用者について

も在宅生活が安心して送れるよう、医療と介護の連携や他職種との連携にも努めサービスを提供します。

また、介護保険法改正や報酬改定などにも柔軟に対応したサービスが提供できるよう検討を行うとともに、研修等に積極的に参加し職員の資質向上に努めます。

(2) 居宅介護事業（障害福祉サービス）

障害者総合支援法に基づいて、障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう家事援助、身体介護、通院介助等のサービスを提供します。

また、社会参加などに支援が必要な障がい者には、同行援護サービス、移動支援サービスを提供し、より充実した生活が送れるよう利用者ニーズに応じた適切なサービスを提供します。

(3) 通所介護事業

甲府市中道デイサービスセンター

甲府市上九一色デイサービスセンター ※休業中

介護保険の基本理念である「尊厳の保持」・「自立支援」を念頭に、引き続き総合事業の対象者をはじめ、中重度の要介護者や認知症高齢者も積極的に受け入れ、利用者のニーズに合わせた時間の延長や利用日の振替など柔軟な対応に努めるとともに、利用者の持っている機能が充分発揮できるよう自宅でもできる体操メニューの提供を行うなど、地域で生きがいを持って明るく過ごせるようサービス提供を行います。

(4) 地域包括支援センター事業

笛南地域包括支援センターは、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等が連携して専門分野での役割を担いながら、中道・上九一色地区の高齢者が住み慣れた地域で、安心して尊厳ある生活を継続することができるよう、介護保険事業や福祉事業等による公的サービスのみならず、その他のインフォーマルサービスによる多様な社会資源を活用できるように、地域における包括的および継続的な支援に努めます。

また、甲府市地域包括支援センター事業実施方針に基づき、「地域包括ケア体制」の構築に向けて、地域の中核機関としての役割を果たすよう、地域の特性やニーズに合った地域づくりを目指します。